

対内直接投資審査制度について

令和7年10月31日

財務省国際局

1．現行制度の課題と考え方

2．施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保

- (1) 事前届出件数の増加
- (2) リスク軽減措置の活用
- (3) 投資実行後の最終親会社等の変更

3．安全保障等の環境変化への対応

- (1) 外国政府等の支配・影響下にある投資活動
- (2) 非指定業種への投資に関する国の安全に係るリスクへの対応

4．執行体制・情報発信の強化

現行制度の課題と考え方

- 健全な対内直接投資の一層の促進を図っていくことが重要。
- 他方、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対してはリスクに応じた適切な対応をすべき。

1. 施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保

① 事前届出件数の増加

事前届出が必要な業種・行為について、リスクに応じたメリハリ付けが必要ではないか。

② 国の安全等に係るリスクを軽減するための措置（リスク軽減措置）の明確化

投資の実行は認めつつ、国の安全等に係るリスクに対応するための方策として、事前届出におけるリスク軽減措置の重要性が増しているところ、関連する手続について明確化が必要ではないか。

③ 投資実行後の最終親会社等の変更

本邦企業の株式・議決権を保有する外国法人等を、別の外国投資家の子会社とすること等を通じて、本邦企業の株式・議決権を間接的に取得するようなケースについて対応が必要ではないか。

2. 安全保障等の環境変化への対応

① 外国政府等の支配・影響下にある投資活動

外国政府等の支配・影響下において投資活動を行う、特にリスクが高い投資家について、対内直接投資審査制度の潜脱を防ぐため、さらなる対応が必要ではないか。

② 非指定業種への投資に関する国の安全に係るリスクへの対応

特にリスクの高い投資家の非指定業種への投資により、国の安全に係るリスクが顕在化した場合の対応について、どのように考えるか。

3. 執行体制・情報発信の強化

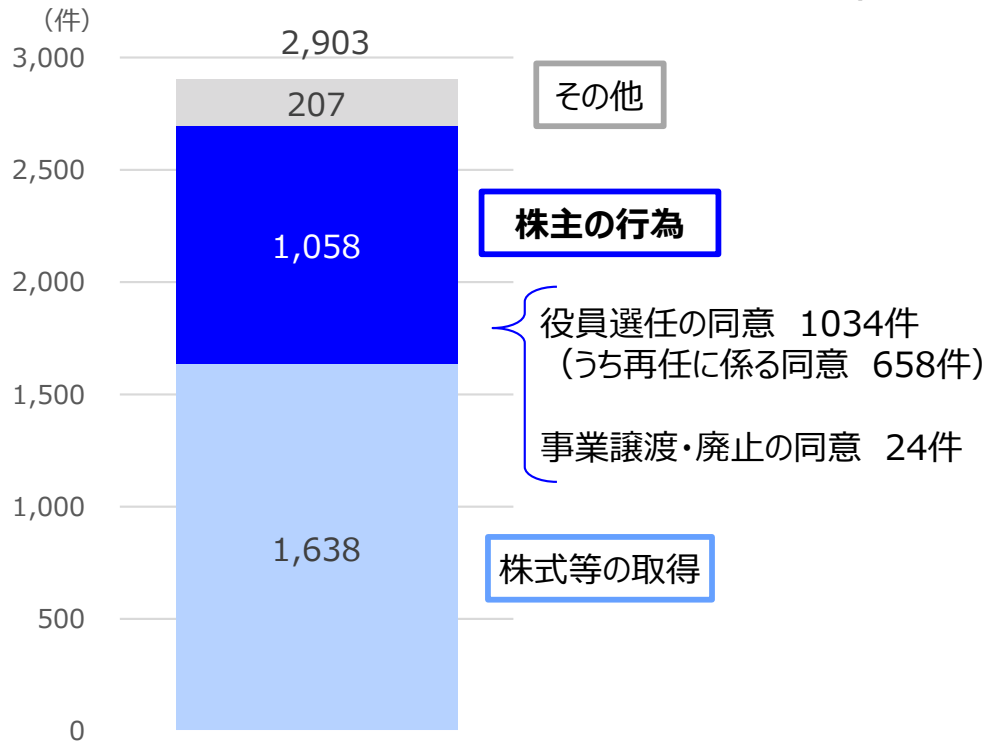
- 執行体制の強化、関係省庁との情報交換、投資家への情報発信等の取組を一層推進すべきではないか。

1. 現行制度の課題と考え方
2. 施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保
 - (1) 事前届出件数の増加
 - (2) リスク軽減措置の活用
 - (3) 投資実行後の最終親会社等の変更
3. 安全保障等の環境変化への対応
 - (1) 外国政府等の支配・影響下にある投資活動
 - (2) 非指定業種への投資に関する国の安全に係るリスクへの対応
4. 執行体制・情報発信の強化

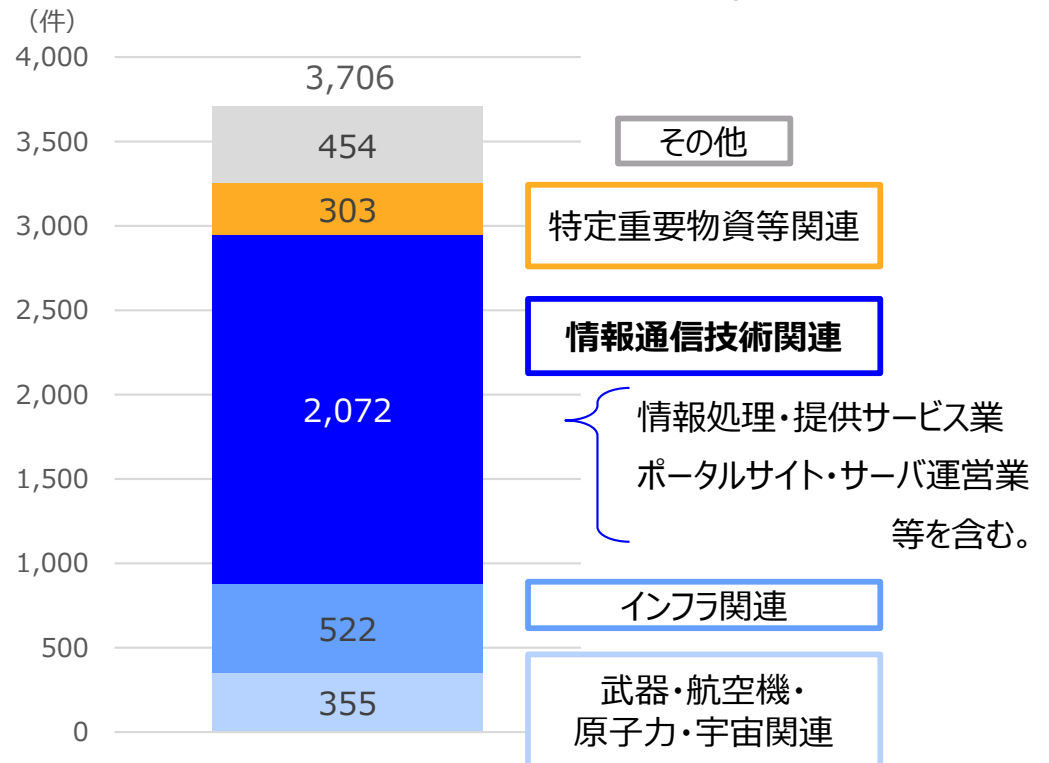
事前届出件数の増加について

- 「株主の行為」に係る届出と「情報通信技術関連」業種に係る届出の増加が、全体の事前届出件数の増加に大きく寄与。
 - 株主の行為について、特に件数が多くなっている役員選任のうち、**再任に係るもので特段の事情の変更がない場合には届出を不要とするなど、合理化の余地がないか。**
 - 情報通信技術関連業種について、**サイバーセキュリティ対策の観点から必要が認められるものに限定されているか。**
- あわせて、重要な技術や情報を保有している本邦企業への投資が事前届出の対象となっているかについても検証が必要。

行為別事前届出件数（2024年度）



業種別事前届出件数（2024年度）（延べ数）



(注) 「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

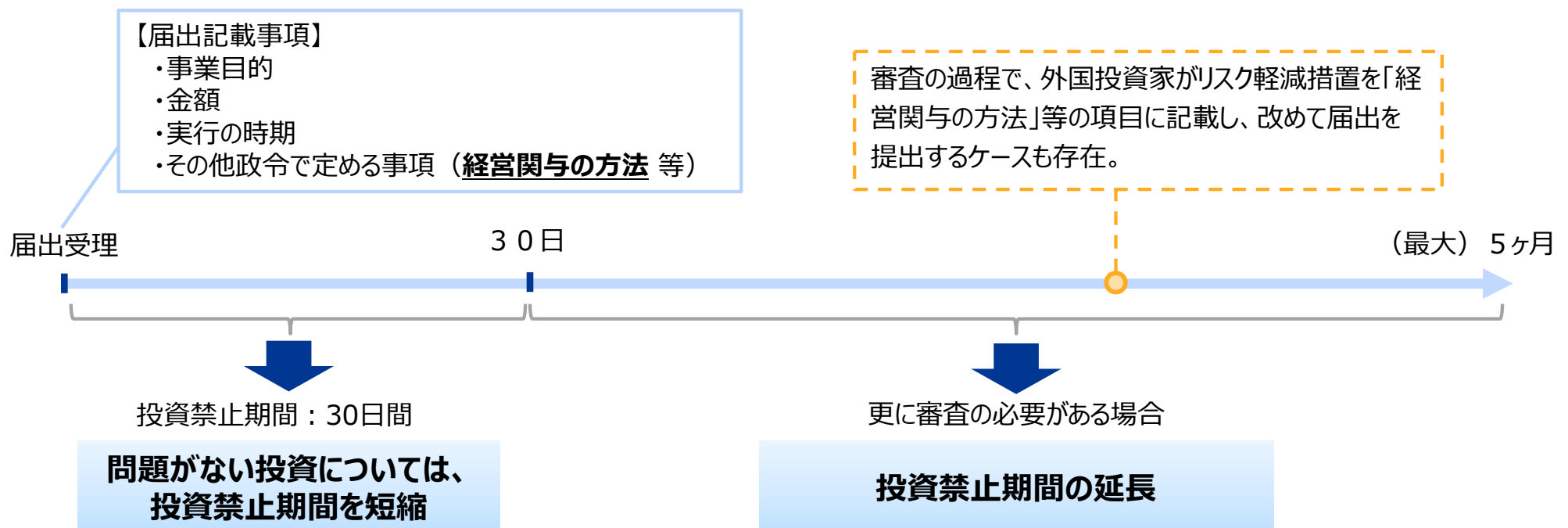
(注) 複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。

届出書へのリスク軽減措置の記載

- 事前届出の審査の過程で事実関係等の確認を行う中で、**外国投資家が国の安全等に係るリスクを軽減するための措置（リスク軽減措置 ※）を記載の上、届出を提出するケースも存在。**

（※）リスク軽減措置の主な内容は、国の安全等の観点から、外国投資家が外国政府等の影響を受けて、投資対象事業の遂行に関与しないこと等、経営関与の方法についての確認。

- リスク軽減措置は、**投資の実行そのものは認めつつ、国の安全等に係るリスクに対応する方策として重要。**ただし、リスク軽減措置については、
 - ・ 実務上「経営関与の方法」等の項目に記載されており、記載項目としての位置付けが明確でない、
 - ・ 投資実行後に、記載した内容に事情変更等が生じた場合の手続等について明確に位置付けられていないといった課題が存在。



届出者の国籍別事前届出件数（株式等取得、2024年度）

- 届出者の国籍と、届出者の最終親会社等の国籍が一致しない場合も多く存在。
- 現行制度上、届出書の様式において「届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」として、**最終親会社等の記載を求めており、実際の審査においても重要な考慮事項**となっている。

届出者の国籍別の取得時事前届出件数

10件以上の
差があるもの

届出者の最終親会社等の国籍別届出件数

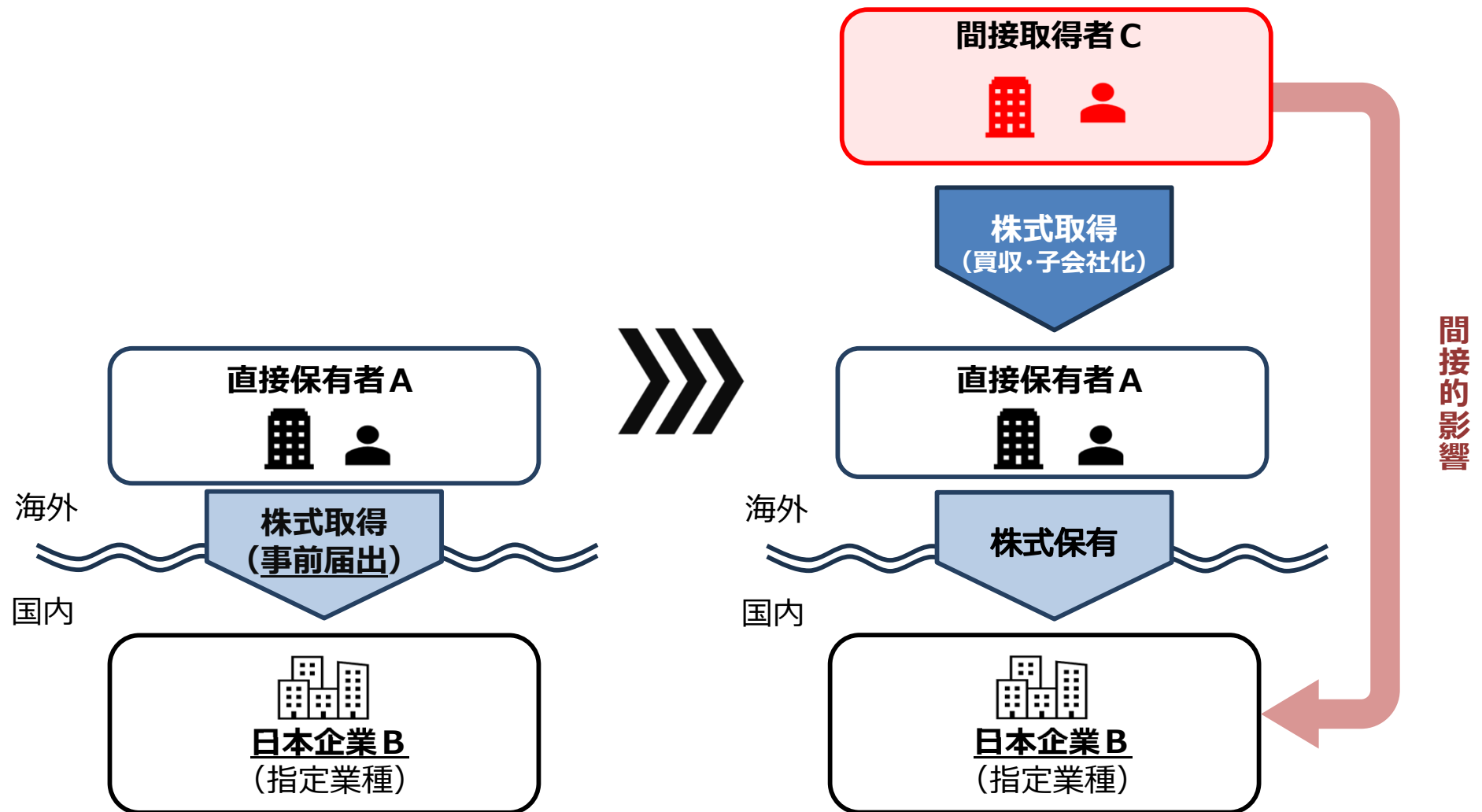
	上場会社	非上場会社	合計
日本	62	439	501
米国	31	245	276
英領ケイマン	9	265	274
シンガポール	33	108	141
台湾	1	59	60
韓国	0	52	52
英国	0	45	45
香港	8	33	41
カナダ	14	20	34
オランダ	0	29	29
ドイツ	0	27	27
英領バージン	1	17	18
中国	0	16	16
ベトナム	0	14	14
フランス	1	12	13
その他	18	79	97
合計	178	1,460	1,638

	上場会社	非上場会社	合計
米国	37	335	372
該当なし	48	264	312
英領ケイマン	6	273	279
日本	44	119	163
シンガポール	7	114	121
韓国	4	50	54
カナダ	0	42	42
台湾	1	37	38
中国	0	34	34
香港	1	24	25
ドイツ	0	25	25
英領バージン	7	15	22
英国	0	17	17
サウジアラビア	12	0	12
オーストラリア	0	11	11
その他	11	100	111
合計	178	1,460	1,638

(注) 届出者の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているものの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等に、最終親会社等の国籍「該当なし」となる。

最終親会社等の変更など間接的な投資について

- 事前届出を行った外国投資家（下図 A）が事後的に別の外国投資家（下図 C）に買収された場合等においては、**本邦企業の株式を間接的に取得することになる一方で、現行制度上は事前届出や審査の対象とはなっていない。**
- 主要国では、こうした間接的な株式・議決権の取得も届出や審査の対象に含む制度が多く見られる。



1. 現行制度の課題と考え方
2. 施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保
 - (1) 事前届出件数の増加
 - (2) リスク軽減措置の活用
 - (3) 投資実行後の最終親会社等の変更
3. 安全保障等の環境変化への対応
 - (1) 外国政府等の支配・影響下にある投資活動
 - (2) 非指定業種への投資に関する国の安全に係るリスクへの対応
4. 執行体制・情報発信の強化

「特定外国投資家」等に係る政省令改正（2025年5月施行）

- 外国投資家が、投資を介して本邦企業から技術・情報を流出させるおそれ等が指摘される中で、典型的に国の安全等の観点から審査を行う必要性が高い外国政府・国営企業等と同様のリスクを有する投資家類型について、事前届出免除制度の利用を制限。

特定外国投資家

※2025年5月施行の政省令改正により新設

外国投資家のうち、以下のいずれかに該当する者

- ・ **情報収集義務者**：対内直接投資によって取得した国の安全等を損なう事態を生じるおそれ大きい情報を、外国政府等との契約や外国の法令等に基づき、当該外国政府等の情報収集活動に協力する義務を負う組織又は個人
- ・ 情報収集義務者及び当該外国政府等が、議決権・株式数等の50%以上を占める組織、いわゆる黄金株を所有している組織、役員の1/3以上を占める組織 等



特定外国投資家に準ずる者

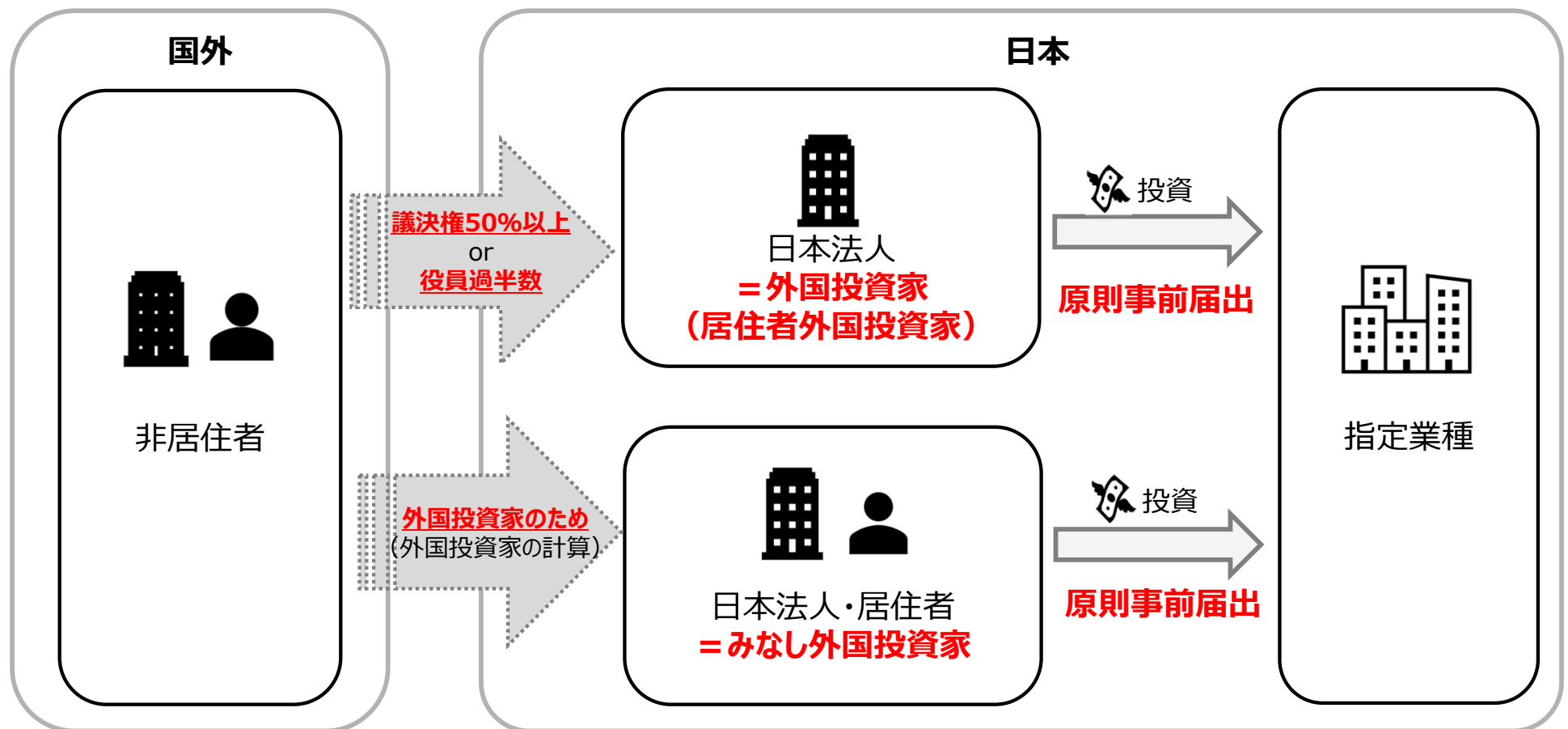
※2025年5月施行の政省令改正により新設

外国投資家のうち、以下のいずれかに該当する者

- ・ 情報収集義務者が実質的な意思決定を掌握していると認められる者
- ・ 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者
- ・ 特定外国投資家との契約（さらに契約が連なる場合、それらの各契約を含む）により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者

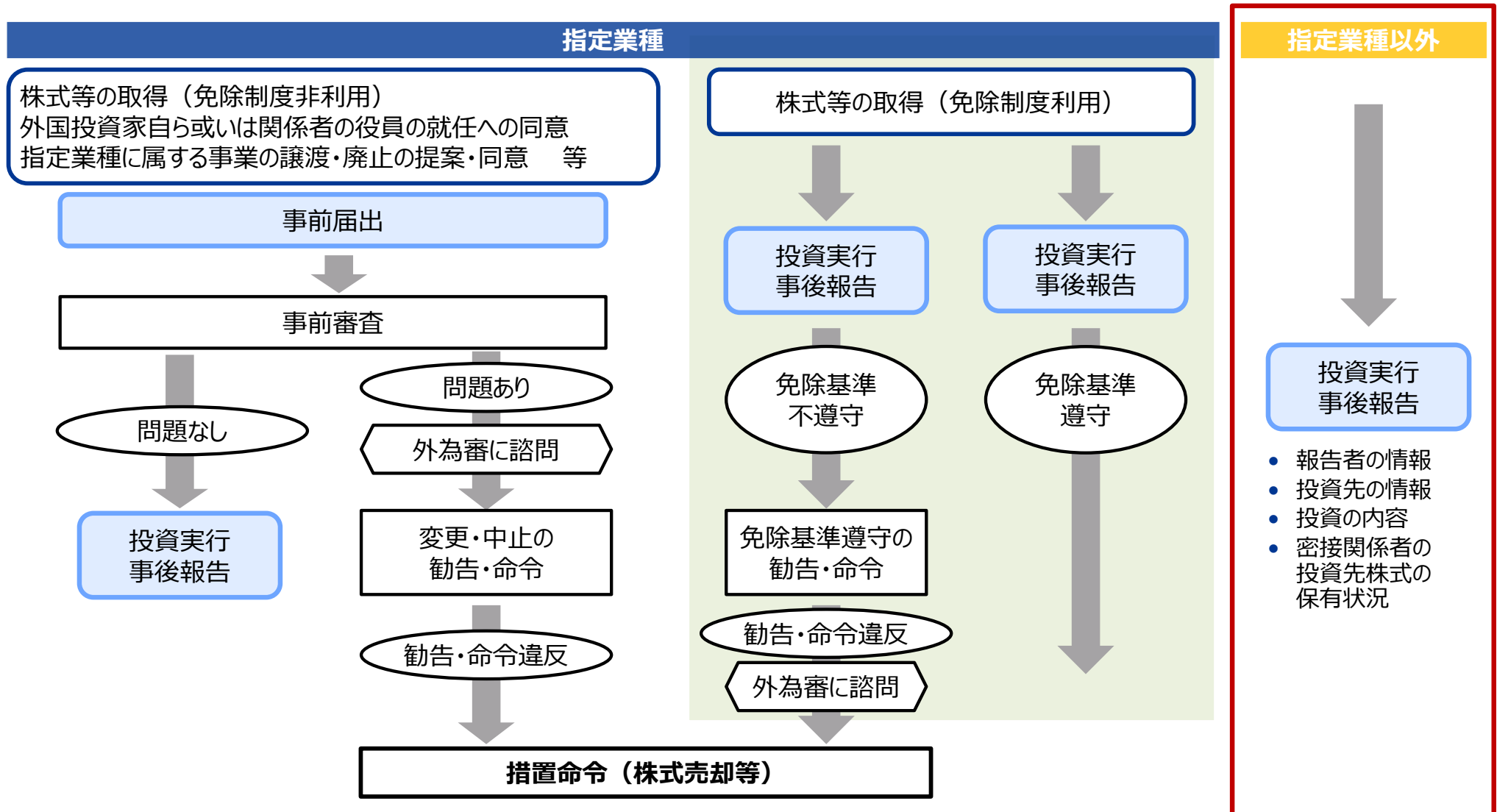
外国投資家の範囲に係る論点

- 現行制度上、本邦企業であっても、**外国法人が議決権の50%以上を保有している等の基準に該当する場合**、いわゆる**居住者外国投資家**として、**指定業種への投資について事前届出義務が課されている**。
- また、本邦企業や居住者を含む**外国投資家以外の者が、「外国投資家（非居住者等）のために」行う（＝外国投資家の計算において行う）指定業種への投資について事前届出義務が課されている**。
- こうした基準に該当しない国内投資家については、対内直接投資審査に関する規制の対象とはなっていない。他方、**外国政府等、国の安全に係るリスクが高い非居住者の支配・影響下において投資活動を行うような事例がないか懸念**されている。



指定業種以外への投資に関する対応

- 指定業種以外への投資については、株式・議決権取得比率が10%以上となる場合に事後報告が必要。
- 特にリスクの高い投資家による指定業種以外への投資について、国の安全に係るリスクが顕在化した場合の対応について、どのように考えるか。



1. 現行制度の課題と考え方
2. 施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保
 - (1) 事前届出件数の増加
 - (2) リスク軽減措置の活用
 - (3) 投資実行後の最終親会社等の変更
3. 安全保障等の環境変化への対応
 - (1) 外国政府等の支配・影響下にある投資活動
 - (2) 非指定業種への投資に関する国の安全に係るリスクへの対応
4. 執行体制・情報発信の強化

対内直接投資審査の適切な執行に向けた取組

- 2019年（令和元年）外為法改正以降、執行体制の強化、関係省庁との情報交換、投資家への情報発信等に取り組んで来たが、届出件数の増加や安全保障環境の変化等を踏まえて、更なる対応強化が必要ではないか。また、デジタル化への対応についても検討が必要ではないか。

執行体制の強化

- 財務省国際局に投資審査に関する**専門部署(投資企画審査室)**を設置(2020年)。
- 地方企業等に対する投資の動向にも目配せできるよう、地域経済の実態を把握する**財務局も活用**しながら、執行体制の強化を推進。

関係省庁・外国当局との連携

- 関係省庁と連携し、政府全体として審査能力の底上げを図るとともに、**事後モニタリング**の実効性強化を推進。
- 外国当局との情報交換の連携を推進。

外国投資家向けの情報発信

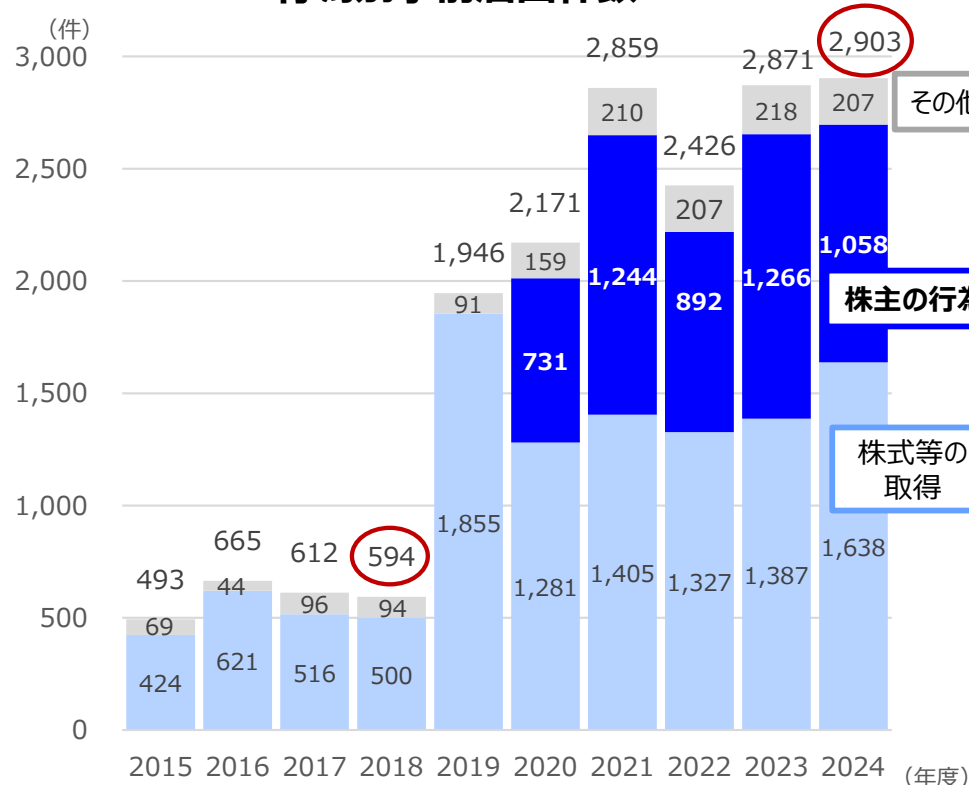
- 外国投資家が対内直接投資等の事前届出等の要否を判断する際の便宜のため、「**本邦上場会社の外為法における対内直接投資等事前届出該当性リスト**」を公表（2020年～）。全上場会社を対象とした任意の照会結果等に基づき、各上場会社の事前届出該当性に係る分類を掲載。
- 審査の透明性を確保する観点から、「財務省及び事業所管省庁が**審査に際して考慮する要素**」を公表（2020年）。
- 外為法・投資審査制度に係る**アニュアルレポート**を発行（2024年～）。

(参考資料)

事前届出件数の推移

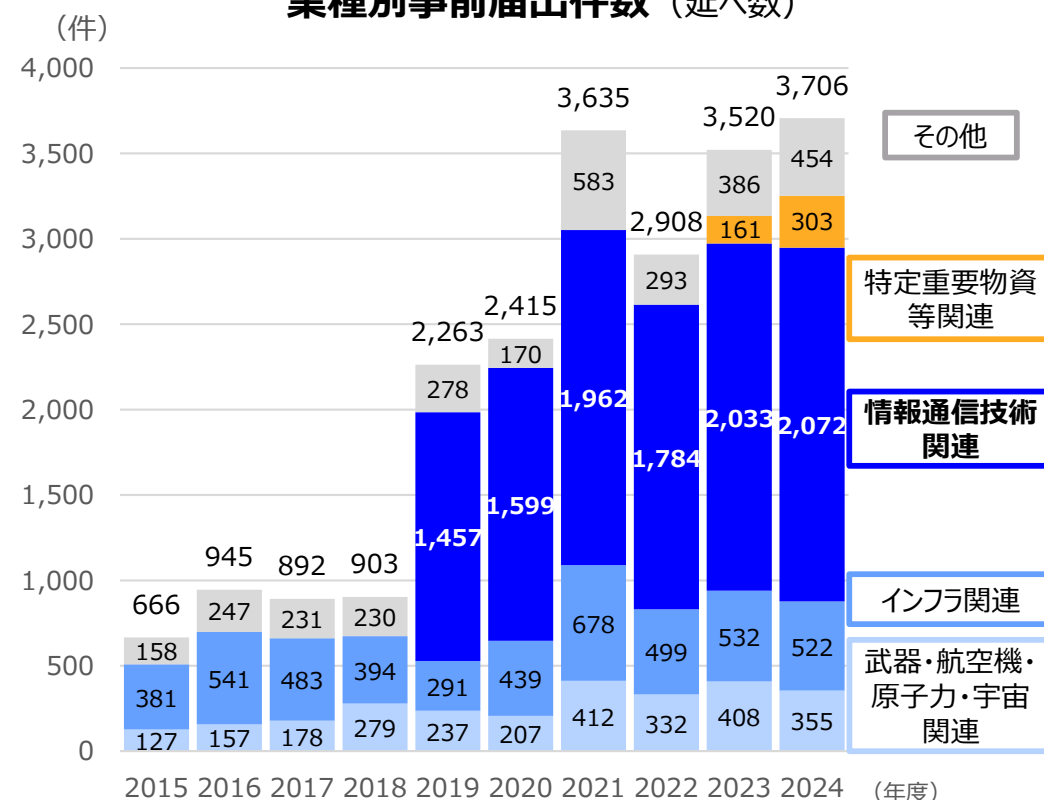
- 指定業種の追加（2019年8月適用開始）や、**役員選任の同意**をはじめとする**株主の行為**について事前届出の対象とした**2019年改正法**（2020年6月適用開始）**の影響により、届出件数は増加傾向**。
2018年度と比較して、2024年度の届出件数は約5倍。
- （※）2019年改正法における事前届出の閾値引下げによって新たに届出対象となった、10%未満の議決権取得については、免除制度の導入もあいまって2024年度の届出件数は34件に留まっている。
- 2019年8月に指定業種に追加された**情報通信技術関連業種**（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）に係る届出が2024年度の届出の**56%と過半**を占めている。

行為別事前届出件数



（注）「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

業種別事前届出件数（延べ数）



（注1）複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。
通信業は2019年度以降情報通信技術関連として分類。

（注2）2020年度以降は株主の行為に係る事前届出を含む。

指定業種

指定業種

- ・ 武器
- ・ 航空機（無人航空機を含む）
- ・ 原子力
- ・ 宇宙関連
- ・ 軍事転用可能な汎用品の製造業
- ・ 感染症に対する医薬品に係る製造業
- ・ 高度管理医療機器に係る製造業
- ・ 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等
- ・ 特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- ・ 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- ・ 永久磁石製造業・素材製造業
- ・ 工作機械・産業用ロボット製造業等
- ・ 半導体製造装置等の製造業
- ・ 先端電子部品の製造業
- ・ 蓄電池製造業・素材製造業
- ・ 船舶の部品（エンジン等）製造業
- ・ 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- ・ 複合機の製造業
- ・ 光ファイバケーブルの製造業
- ・ サイバーセキュリティ関連
- ・ 電力業
- ・ ガス業
- ・ 通信業
- ・ 上水道
- ・ 鉄道業
- ・ 石油業
- ・ 熱供給業
- ・ 放送業
- ・ 旅客運送
- ・ 警備業
- ・ 農林水産業
- ・ 皮革関連
- ・ 航空運輸
- ・ 海運

コア業種

- ・ 武器、航空機（無人航空機を含む）、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業
- ・ 感染症に対する医薬品に係る製造業
- ・ 高度管理医療機器に係る製造業
- ・ 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等
- ・ 特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- ・ 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- ・ 永久磁石製造業・素材製造業
- ・ 工作機械・産業用ロボット製造業等
- ・ 半導体製造装置等の製造業
- ・ 先端電子部品の製造業
- ・ 蓄電池製造業・素材製造業
- ・ 船舶の部品（エンジン等）製造業
- ・ 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- ・ 複合機の製造業
- ・ 光ファイバケーブルの製造業
- ・ サイバーセキュリティ関連（サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等）
- ・ 電力業（一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者の一部）
- ・ ガス業（一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、LPガス事業者の一部）
- ・ 通信業（電気通信事業者の一部）
- ・ 上水道業（水道事業者の一部、水道用水供給事業者の一部）
- ・ 鉄道業（鉄道事業者の一部）
- ・ 石油業（石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ガス鉱業、天然ガス卸売業）

コア業種以外

- ・ コア業種以外の
サイバーセキュリティ関連、電力業、ガス業、通信業、上水道業、鉄道業、石油業
- ・ 熱供給業
- ・ 放送業
- ・ 旅客運送
- ・ 警備業
- ・ 農林水産業
- ・ 皮革関連
- ・ 航空運輸
- ・ 海運

近年の指定業種の見直し

- 国際化の進展や急激な技術革新、産業基盤のデジタル化といった社会経済構造の変化等に伴う経済安全保障上の要請を受けて、指定業種の見直しを随時実施。

2019年8月 情報通信技術関連業種

諸外国において、原発や軍事用に使われる機器に不正プログラムが仕掛けられていた事例など、**汎用的なチップやソフトウェア等により、機微情報を搾取しようとする事例や重要なインフラが機能を停止する事案が発生**。サイバーセキュリティの確保の重要性が高まっていることなどを踏まえ、ソフトウェア・半導体製造・情報処理サービス・一部の通信業等を指定業種に追加。

2020年7月 感染症医薬品製造業・高度医療機器製造業

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な蔓延を受け、国民の生命・健康に関わる重要な国内医療産業の国内製造基盤を維持し、我が国の安全保障、国民の生命・健康に重大な影響が及ぶ事態を防止する観点から、感染症医薬品製造業及び高度医療機器製造業を指定業種に追加。

2021年11月 重要鉱物資源関連業種・特定離島港湾施設等関連の建設業

今後、**需要の一層の拡大が見込まれるレアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図るため**、重要鉱物資源の安定供給確保に係る鉱業や資源調査等に関する業種を指定業種に追加。併せて、重要鉱物資源の調査等を行う船舶の円滑な活動を確保すべく特定離島港湾施設等の整備を行う建設業（いわゆるマリコン業者）を指定業種に追加。

2023年5月 特定重要物資等の製造業

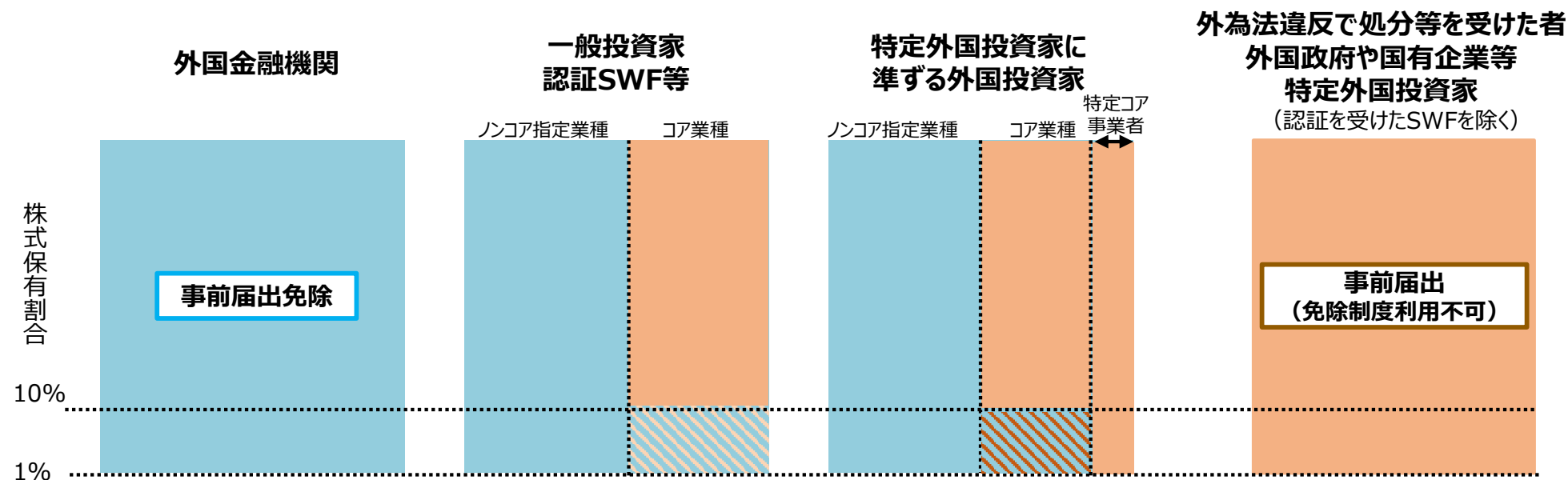
経済安保推進法に基づき、国民の生存に必要不可欠、または広く国民生活・経済活動が依拠している**重要な物資が特定重要物資に指定されたことを受け**、これらの安定供給確保、技術流出・軍事転用リスクへの対処等、外為法の「国の安全」等の観点から、11の特定重要物資と3D金属プリンター、ドローンの製造業を指定業種に追加。

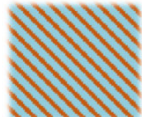
2024年9月 特定重要物資等の製造業の追加

経済安保推進法における、「特定重要物資」の追加指定等を受け、半導体製造関連機器、先端電子部品、工作機械部品、船舶用機関の製造業を指定業種に追加。併せて、国の安全等を確保する観点から、光ファイバケーブル、複合機の製造業を指定業種に追加。

外国政府等の影響を受ける外国投資家に関する取扱い

- 上場会社等の株式・議決権や非上場会社の株式・持分の取得について、一定の基準を遵守する場合は事前届出が免除される。
- 外国政府や国有企業等、特定外国投資家は事前届出免除制度を利用できない。
- 遵守する基準については、外国投資家の属性によって異なり、特定外国投資家に準ずる外国投資家については、事前届出免除制度の利用に制限があるほか、上乗せの基準を課している。



免除基準	① 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない ② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない ③ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない	
上乗せ基準 (免除基準に加え遵守)	④ コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない ⑤ コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない	
更なる上乗せ基準 (免除基準・上乗せ基準に加え遵守)	⑥ コア業種に属する事業に関する非公開の情報にアクセスしない ⑦ コア業種に属する事業に関し、発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない	

各国の対内直接投資審査制度の概要

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	日本
義務的事前届出・審査	対象となる株式所有等の割合等	一定の数値による 閾値の定めなし 支配権や機微情報の取得を伴う取引等に限定	25%	10%	10% / 20%	3% / 10%	33% かつ一定規模以上の企業が対象	1%
	対象となる事業	指定業種 輸出管理の対象となる重要技術に限定	指定業種	指定業種	指定業種	指定業種	全業種	指定業種
事後介入		義務的事前届出対象以外についても、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象については、株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、25%以上取得する場合は、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象については、株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、免除制度利用者が免除基準に違反した場合には、株式売却命令等が可能
義務的事前届出件数		342件 任意届出含む	753件	135件	261件	577件	6件	2,903件

(出所) 各国公表資料等を基に作成。

(注1) 義務的事前届出・審査欄の株式割合等は上場企業の場合を記載。

(注2) 義務的事前届出件数については、各国の直近の公表データによる（米仏伊は2023年1月～12月、英加は2023年4月～2024年3月、独は2024年1月～12月、日は2024年4月～2025年3月）。

(注3) 加はnet benefit reviewの対象となる義務的事前申請（application）の件数。
このほか、投資実行後30日以内の届出が可能な届出類型（notification）が存在しており、この件数は1,195件。